

お知らせします。二つの給付金

住民税が課税されていない
(*1) 皆さんへ！

臨時福祉給付金

1. 支給対象者

今年度の住民税が課税されていない人

- *1 ただし次の場合は除きます。
- ・自身を扶養している人が課税される場合
 - ・生活保護の受給者である場合

2. 支給額

- ・一人につき **10,000 円**
- ・次の加算対象者には、一人につき **5,000 円**を加算します。

3. 加算対象者

- ① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 (*1)
- ② 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など (*2)

- *1 平成 26 年 3 月分の受給権があり、4 月分または 5 月分の年金の支払がある人が対象です。
- *2 平成 26 年 1 月分の手当等を受給している人が対象です。

今年 1 月分の児童手当・特例給付を受給し、
昨年所得が児童手当の所得制限限度額未満 (*2) の皆さんへ！

子育て世帯臨時特例給付金

1. 支給対象者

次のどちらの要件も満たす人が対象です。

- ① **今年 1 月分の児童手当・特例給付※を受給**
- ② **平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満 (*2 限度額の目安は 8 ページに掲載しています)**

※特例給付とは、所得が高額な人に、児童一人あたり月額 5,000 円を支給しているものです。

2. 対象児童

支給対象者の今年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童 (次の場合を除きます)

- ① 臨時福祉給付金の対象となる児童
- ② 生活保護の受給者となっている児童など

3. 支給額・対象児童一人につき **10,000 円**

* 公務員の方は、勤務先で申請書等が配布されたら、申請開始まで保管してください。



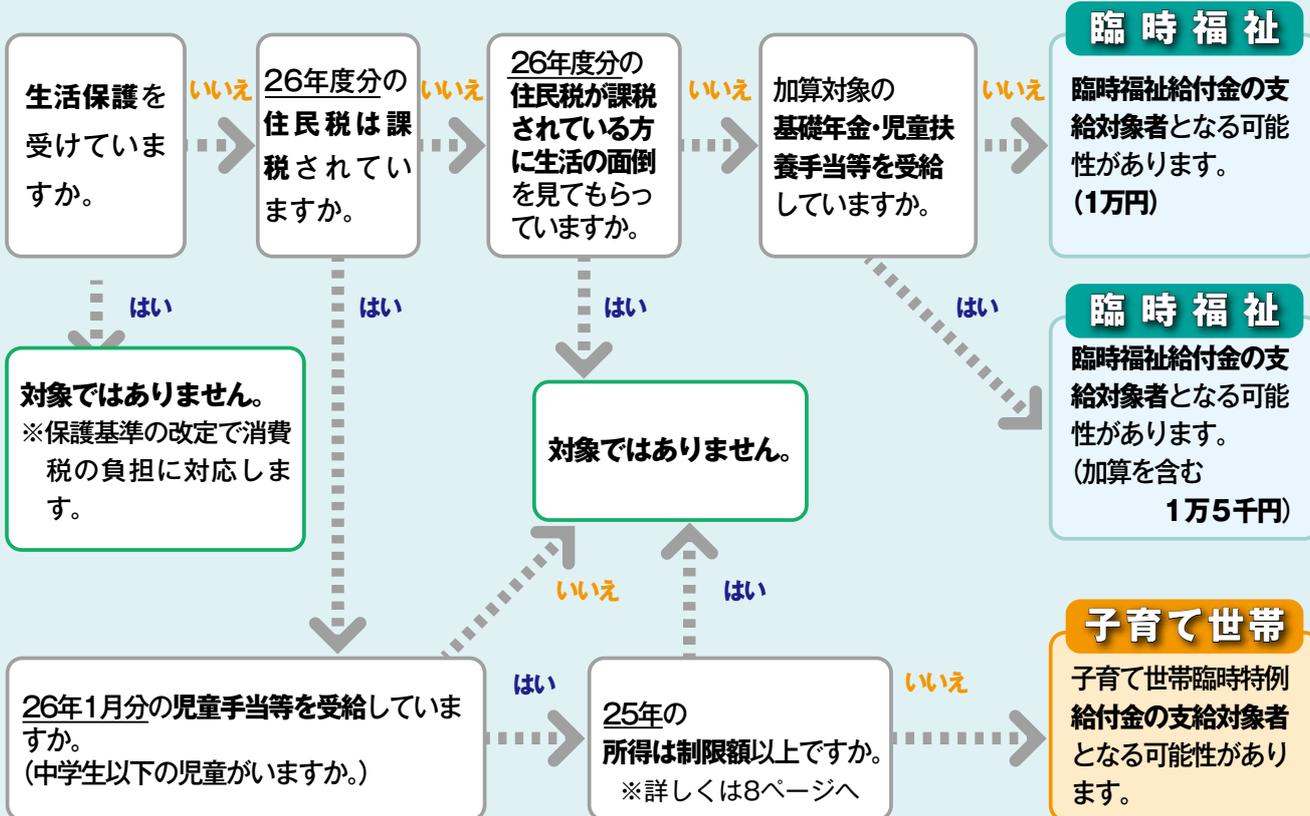
「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置) や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省 (の職員) などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署 (または警察相談専用電話 (#9110)) に御連絡ください。



対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



注) 受け取ることができるのはどちらか一つの給付金です。

※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は葉山町役場または厚生労働省までお問い合わせください。

申請方法

- **申請先**： 葉山町 福祉課「臨時福祉給付金」窓口
子ども育成課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
平成26年1月1日時点で住民票が葉山町にある方が対象です。
- **申請期間**： 平成26年8月からを予定しています。
- 具体的な申請の方法などが決まり次第、町HP等で速やかにお知らせします。

問合せ

● 申請方法に関するお問合せ

葉山町「臨時福祉給付金」窓口

電話:046-876-1111(内線231)

「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

電話:046-876-1111(内線221)

● 制度に関するお問合せ

厚生労働省

2つの給付金に関する専用ダイヤル:**0570(037)192**

み ないきゅうふ